

新型コロナウイルス関連情報（10月13日現在）

1 喫連邦保健省によれば、13日（火）15時現在、新たにオーストリア国内で1,237名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び6名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は57,924名（内死亡数：861名、治癒数：44,949名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：21,207名(+396)(内死亡274名、治癒15,325名)
- ・ニーダーエスタライヒ州：8,764名(+179)(内死亡128名、治癒7,097名)
- ・オーバーエスタライヒ州：8,430名(+199)(内死亡77名、治癒6,917名)
- ・チロル州：7,254名(+143)(内死亡111名、治癒6,334名)
- ・シュタイアーマルク州：4,319名(+92)(内死亡176名、治癒3,335名)
- ・ザルツブルク州：3,045名(+133)(内死亡44名、治癒2,252名)
- ・フォアアールベルク州：2,452名(+15)(内死亡27名、治癒1,908名)
- ・ケルンテン州：1,280名(+48)(内死亡13名、治癒957名)
- ・ブルゲンラント州：1,173名(+32)(内死亡11名、治癒824名)

（当館注：ニーダーエスタライヒ州、オーバーエスタライヒ州、チロル州、シュタイアーマルク州、ザルツブルク州、フォアアールベルク州で各1名の死亡数が新たに計上され、合計861名となりました。）

2 13日より、ザルツブルク州ハライン行政区（ザルツブルク市南方）で以下の措置がとられています。

- ・行事を一切禁止
- ・個人住居外でのパーティー禁止
- ・葬式への参加者は最高100人
- ・飲食店の営業時間を17時までに制限（クフル村のみ）

- ・介護・養護施設の訪問禁止（クフル村のみ）

また、ケルンテン州フェルカーマルクト行政区では、12日からヘルマゴース行政区と同様の措置（指定席でない行事への参加者は屋内10人、屋外40人、指定席の行事への参加者は屋内500人、屋外1,000人に制限）がとられています。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html